

平成20年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成20年分所得税の主な改正事項	1 ページ
II 平成19年度の改正事項のうち、平成20年分の所得税から適用される主なもの	4 ページ
III 平成20年度の改正事項のうち、平成21年分の所得税から適用される主なもの	5 ページ
IV 金融・証券税制の改正	7 ページ

○ この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
平成20年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則
平成20年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則
平成20年改正措令附則	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則
平成19年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)附則
平成19年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第82号)附則
平成19年改正所規附則	所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成19年省令第12号)附則
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令

○ この説明書は、平成20年5月1日現在の法令に基づいて、平成20年分の所得税関係の税制改正のあらましを説明したものです。

○ お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は税務相談室(電話相談センター)におたずねください。

○ 国税庁では、税に関するさまざまな情報をホームページ【www.nta.go.jp】で提供しています。

I 平成20年分所得税の主な改正事項

1 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の創設(措法41の3の2)

居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、エネルギーの使用の合理化に資する一定の改修工事(以下「省エネ改修工事」といいます。)を含む一定の増改築等(以下「省エネ改修工事等」といいます。)を行った場合において、その家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高(1,000万円を限度とします。)の一定割合を所得税の額から控除することとされました。

この制度の控除期間は5年、控除率については、次の(1)及び(2)のとおりです(措法41の3の2①、④)。

なお、一定の要件を満たす場合には、次の2の住宅借入金等特別控除との選択により適用することができます。

(1) 省エネ改修工事等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、特定の省エネ改修工事(省エネ改修工事のうちエネルギーの使用の合理化に著しく資するものをいいます。)に要した費用の額(200万円を限度とします。)に相当する部分の金額……2.0%

(2) 省エネ改修工事等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、(1)以外の部分の金額……1.0%

※1 「省エネ改修工事」とは、①居室のすべての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、次の要件のすべてを満たすもの(これらの要件を満たす工事であることについて、※4の証明書が発行されたものに限り、)をいいます(平成20年国土交通省告示第513号)。

- イ 改修した部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準となること
 - ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること
 - ハ その工事費用の合計額が 30 万円を超えるものであること
- ※2 「特定の省エネ改修工事」とは、※1 の省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成 11 年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます(平成 20 年国土交通省告示第 513 号)。
- ※3 この控除の適用対象となる住宅借入金等とは、償還期間 5 年以上の一定の住宅借入金等をいいます。
- ※4 この控除の適用に当たっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書が必要です(平成 20 年国土交通省告示第 514 号)。

2 住宅借入金等特別控除の改正(措令 26)

住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、省エネ改修工事が加えられました(措令 26⑨六)。

- ※1 「省エネ改修工事」とは、①居室のすべての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、次の要件のすべてを満たすもの(これらの要件を満たす工事であることについて、※2 の証明書が発行されたものに限り、)をいいます(平成 20 年国土交通省告示第 513 号)。

イ 改修した部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

- ※2 この控除の適用に当たっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する増改築等工事証明書が必要です(平成 20 年国土交通省告示第 514 号)。

《適用時期》 この改正は、増改築等をした家屋を平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用されます(平成 20 年改正措令附則 33)。

3 医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に、特定健康診査の結果が高血圧症等と同等の状態である者に対して行われる特定保健指導に係る対価が加えられました(所規 40 の 3)。

4 寄附金控除の改正(所法 78、措法 41 の 19)

- (1) 公益法人制度改革に伴い、寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲について、民法第 34 条((公益法人の設立))の規定により設立された法人が除外されるとともに、公益社団法人及び公益財団法人が加えられました(所令 217)。

《適用時期》 この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に適用されます。

また、一定の経過措置が設けられています(平成 20 年改正所令附則 13)。

- (2) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成 20 年 4 月 1 日以後に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式を、その発行の際に、払込みにより取得をした場合において、その株式の取得に要した金額(1,000 万円を限度とします。)については、寄附金控除を適用することができることとされました(措法 41 の 19)。

5 その他の主な改正事項

＜事業所得等関係＞

- (1) 耐用年数の短縮特例について、特例の承認を受けた減価償却資産の一部について更新資産との取替えを行った場合、又は特例の承認を受けた減価償却資産と材質等を同じくする他の減価償却資産を取得した場合等において、確定申告期限までに納税地の所轄国税局長に届出書を提出したときは、その取得した日の属する年分から耐用年数の短縮特例の適用が受けられることとされました(所令 130)。
- (2) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法 10 の 2)について、その対象設備に建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備が加えられるとともに

に、その適用期限が2年延長されました。

(3) 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の3)について、その適用期限が2年延長されました。

(4) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の4)について、その対象設備が次のとおり改められました。

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置が除外

② 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者が取得等するその認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置が追加

《適用時期》 ①の改正は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行の日前に取得等をしたものについてなお従前の例とし、②の改正は、同日以後に取得等をする機械及び装置について適用されます(平成20年所法等改正法附則35)。

(5) 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の6)について、対象となる情報基盤強化設備等に係る取得価額の合計額の適用下限額が70万円(改正前は300万円)に引き下げられるとともに、その適用期限が2年延長されました。

ただし、平成20年分の所得税については、情報基盤強化設備等に係る適用下限額が300万円以上又は平成20年4月1日から同年12月31日までの間に取得等をした情報基盤強化設備等に係る適用下限額が70万円以上とされます(平成20年改正措令附則11)。

(6) 特定設備等の特別償却(措法11)について、対象となる公害等の防止に資する機械から汚水処理設備が除外されました。

(7) 地震防災対策用資産の特別償却(措法11の2)における耐震改修工事に係る措置について、その適用期限が2年延長されました。

(8) 特定電気通信設備等の特別償却(措法11の4)における電気通信利便性充実設備に係る措置について、対象設備が設置される地域が過疎地域等に限定されるとともに、その適用期限が2年延長されました。

(9) 集積区域における集積産業用資産の特別償却(措法11の5)について、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、対象となる指定集積事業に、地域における産業集積の形成に資する農林漁業関連業種が加えられました。

《適用時期》 この改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に取得等をする集積産業用資産について適用されます(平成20年所法等改正法附則37③)。

(10) 資源再生化設備等の特別償却(措法11の6)について、対象設備から再商品化設備及び再資源化設備が除外されるとともに、その適用期限が2年延長されました。

(11) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等(措法13)のうち、公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等からタクシーが除外されるとともに、その適用期限が2年延長されました。

(12) 優良賃貸住宅の割増償却(措法14)における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置について、その適用期限が2年延長されました。

(13) 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例(措法28の2)について、その適用期限が2年延長されました。

※ (2)、(6)、(8)、(10)及び(11)の対象設備等に係る改正は、平成20年4月1日以後に取得等して事業の用に供したものに適用されます(平成20年所法等改正法附則34、所得税法等の一部を改正する法律附則第119条の2の規定による経過措置を定める政令16ほか)。

<準備金関係>

金属鉱業等鉱害防止準備金(措法20)及び特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金(措法20の3)

について、その適用期限が2年延長されました。

<譲渡所得関係>

- (1) いわゆる三角合併に伴って合併法人等が交付すべき合併親法人株式等に一株に満たない端数が生ずる場合において、その端数に応じて金銭が交付されるときは、その端数に相当する金銭はその合併親法人株式等に含まれるものとして、譲渡所得等の金額を計算することとされました(所令83の2)。

《適用時期》 この改正は、平成20年4月30日以後に行われる合併、分割型分割又は株式交換について適用されます(平成20年改正所令附則9)。

- (2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例(旧措法37の13の3)が廃止されました。

《適用時期》 平成20年4月30日前に払込みにより取得した特定中小会社が発行した株式については、改正前の規定の適用を受けることができます(平成20年所法等改正法附則48ほか)。

- (3) 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(旧措法37の14)が、平成19年12月31日をもって廃止されました。

- (4) 公益法人制度の改革に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31の2)等について所要の整備が行われました。

《適用時期》 この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に適用されます。また、一定の経過措置が設けられています(平成20年改正所令附則16)。

<その他>

配当等の額とみなす金額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から全部取得条項付種類株式に係る一定の取得決議が除外されるとともに、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による取得の対価として交付を受ける取得法人の株式等の取得価額がその全部取得条項付種類株式の取得価額に相当する金額とされる場合の取得決議に係る対価要件から取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等が除外されました(所令61、167の7)。

《適用時期》 この改正は、平成20年4月30日以後に生ずる事由による取得又は同日以後に行われる取得決議により交付を受ける株式について適用されます(平成20年改正所令附則6、11)。

II 平成19年度の改正事項のうち、平成20年分の所得税から適用される主なもの

1 リース取引について、次のとおり整備されました。

- (1) 個人が一定のリース取引を行った場合には、リース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの際にそのリース資産の売買があったものとして、賃貸人又は賃借人である個人の各年分の各種所得の金額を計算することとされました(所法67の2①)。

《適用時期》 この改正は、平成20年4月1日以後に締結する契約に係る一定のリース取引について適用されます(平成19年所法等改正法附則13)。

- (2) 個人が譲受人(賃貸人)から譲渡人(賃借人)に対する賃貸(一定のリース取引に該当するものに限り、)を条件に資産の売買を行った場合において、その資産の種類、その売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、その資産の売買はなかったものとし、かつ、譲受人から譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして、その個人の各年分の各種所得の金額を計算することとされました(所法67の2②)。

《適用時期》 この改正は、平成20年4月1日以後に締結する契約に係る一定のリース取引について適用されます(平成19年所法等改正法附則13)。

- (3) 所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産については、リース期間定額法により償却することとされました(所令120の2)。

《適用時期》 この改正は、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係る減価償却資産について適用されます(平成19年改正所令附則12)。

- (4) 賃貸人においては、(1)により売買があったものとされるリース資産の引渡し(以下「リース譲渡」といい

ます。)は、延払条件付販売等の範囲に含まれることとされました(所法 65)。

《適用時期》 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する契約に係るリース譲渡による収入金額及び費用の額について適用されます(平成 19 年所法等改正法附則 12)。

- (5) リース取引が資産の売買取引として取り扱われることとされたことに伴い、リース税額控除制度を廃止する等所要の整備が行われました(措法 10 の 2～10 の 6、11～15)。

《適用時期》 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する契約に係るリース取引について適用されま

す(平成 19 年所法等改正法附則 65～70)。

- 2 たな卸資産の低価法において、原価法により評価した価額との比較に用いる価額は、たな卸資産のその年 12 月 31 日における価額とされました(所令 99)。

ただし、平成 19 年 12 月 31 日において有するたな卸資産について低価法を選定している個人が、平成 20 年 12 月 31 日においてその選定に係る事業の種類及び資産の区分と同一の事業の種類及び資産の区分に属するたな卸資産を有する場合において、その個人がそのたな卸資産(平成 20 年 12 月 31 日におけるその取得のために要する価額(以下「再調達原価」といいます。))が原価法により評価した価額に満たないものに限りま

す。)につき原価法を選定していないときは、その再調達原価を平成 20 年 12 月 31 日における価額として、たな卸資産の評価額の計算をすることができます(平成 19 年改正所令附則 10)。

- 3 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除(措法 34)の対象となる土地等の譲渡のすべてにおいて、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しないこととされました。

《適用時期》 この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用されます(平成 19 年所法等改正法附則 74)。

- 4 投資事業を行う組合等に関する資料情報及び源泉徴収制度が、次のとおり整備されました。

(1) 「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」の対象に投資事業有限責任組合が追加され、投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益又は損失の額についても提出することとされました(所法 227 の 2)。

(2) 業務に関連して他人のために名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を提出することとされました(所法 228)。

(3) 匿名組合契約等に基づく利益の分配に係る源泉徴収及び支払調書制度について、対象となる匿名組合契約等に係る組合員の人数要件(10 人以上)が撤廃されるとともに、すべての匿名組合契約等に基づく居住者又は内国法人に対する利益の分配が源泉徴収及び支払調書制度の対象とされました(所法 174、210、212、225)。

《適用時期》 これらの改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に提出する上記の計算書及び調書並びに同日以後に支払われる匿名組合契約等に基づく利益の分配について適用されます(平成 19 年所法等改正法附則 18、19、29、30)。

- 5 オープン型証券投資信託の収益の分配に係る支払通知書の記載事項に、外貨建等証券投資信託に係る外貨建資産割合及び非株式割合が追加されました(所規別表五(六))。

《適用時期》 この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に交付する通知書について適用されます(平成 19 年改正所規附則 7)。

III 平成 20 年度の改正事項のうち、平成 21 年分の所得税から適用される主なもの

1 減価償却制度の改正

(1) 法定耐用年数について、機械及び装置を中心に使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直し等が行われました(耐用年数省令 2、別表)。

(2) 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却(措法 13 の 2)が創設され、青色申告書を提出する個人が、平成 21 年から平成 25 年までの各年において、その年における障害者就労支援事業

所に対して資産の譲渡又は役務の提供の対価として支払った金額(以下「支援事業所取引金額」といいます。)の合計額が前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その年からその前々年までの3年以内において取得等した減価償却資産について、普通償却費の100分の30の割増償却ができることとされました。

この場合において、割増償却額の合計額が、前年から増加した支援事業所取引金額(以下「取引増加額」といいます。)を超えるときは、その取引増加額が限度とされます。

2 工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期の特例(所法66、所令192、193)について、次のとおり改正が行われました。

- (1) 工事進行基準の対象となる工事の範囲にソフトウェアの開発が加えられました。
- (2) 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件が1年以上(改正前は2年以上)とされ、請負金額要件が10億円以上(改正前は50億円以上)とされました。
- (3) 長期大規模工事以外の工事で損失が生ずると見込まれるものについて、工事進行基準を適用できるとされました。
- (4) 居住者が、平成21年以後において、請負をした工事について工事進行基準の適用を受けている場合には、その工事未収入金相当額をその工事の請負に係る金銭債権の額として事業所得の金額を計算することとされました。

《適用時期》 (1)から(3)までの改正は、原則として、平成21年1月1日以後に着手する工事について適用されます(平成20年所法等改正法附則4、平成20年改正所令附則12)。

3 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法10)について、試験研究費の増加額に対する所得税額の特別控除割合を上乗せする制度が改組され、平成21年分及び平成22年分の各年において、次の①又は②のいずれかの制度を選択適用できる制度が創設されました。

なお、この制度における控除税額は、試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、その年分の事業所得に係る所得税額の100分の10相当額が限度とされます。

- ① 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額を特別税額控除する制度
- ② 試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額を特別税額控除する制度

4 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除(旧措法10の7)について、対象が中小企業者に限定されるとともに、教育訓練費割合(労務費の額のうちを占める教育訓練費の額の割合)が100分の0.15以上の場合に、教育訓練費の額に教育訓練費割合に応じた税額控除割合(100分の8~100分の12)を乗じた金額の特別税額控除ができる制度に改組された上、**事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除**(措法10の4)の中の制度に位置付けられました。

5 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(措法25)について、次のとおり改正されるとともに、その適用期限が3年延長されました。

- (1) 免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外されました。
- (2) 免税対象飼育牛の対象範囲から、売却価額50万円以上の乳牛が除外されました。

6 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行う先物取引の差金等決済に係る調書の提出制度等が整備されました(所法224の5、225、措法41の15の2)。

《適用時期》 この改正は、先物取引に係る差金等決済で平成21年1月1日以後に行われるものについて適用されます(平成20年所法等改正法附則6、7、54②)。

7 国外送金等に係る調書の提出対象となる国外送金等の金額の適用下限額が100万円(改正前は200万円)に引き下げられました(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

施行令 8 ①)。

《適用時期》 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後にされる国外送金等について適用されます(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 163 号)附則②)。

IV 金融・証券税制の改正

1 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する 10%(所得税 7%、住民税 3%)の軽減税率の特例が平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 21 年 1 月 1 日以後は 20%(所得税 15%、住民税 5%)の税率とされました(措法 37 の 10、旧措法 37 の 11)。

なお、特例措置として、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間(以下「経過期間」といいます。)は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額のうち 500 万円以下の部分については、10%(所得税 7%、住民税 3%)の税率が適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 43)。

(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率を 10%(所得税 7%、住民税 3%)とする特例が平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止され、20%(所得税 15%、住民税 5%)の税率とされました(旧措法 37 の 11 の 4)。

なお、特例措置として、経過期間は、10%(所得税 7%、住民税 3%)の税率が適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 45)。

この場合において、経過期間の各年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が 500 万円を超えるときは、その超える年分については、源泉徴収選択口座の譲渡所得等の申告不要の特例(措法 37 の 11 の 5)は適用しないこととされました(平成 20 年所法等改正法附則 45)。

2 上場株式等の配当所得に対する課税

(1) 居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率について 10%(所得税 7%、住民税 3%)の軽減税率の特例が平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 21 年 1 月 1 日以後は 20%(所得税 15%、住民税 5%)の税率とされました(旧措法 9 の 3)。

なお、特例措置として、経過期間に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(個人大口株主が支払を受けるものを除きます。以下同じです。)については、10%(所得税 7%、住民税 3%)の源泉徴収税率が適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 33)。

この場合において、特例措置の各年の上場株式等の配当等(1 銘柄についてその年中に支払を受けるべき金額が 1 万円以下のものを除きます。)の金額の合計額が 100 万円を超えるときは、その超える年分については、上場株式等の配当等に係る申告不要の特例(措法 8 の 5)は適用しないこととされました(平成 20 年所法等改正法附則 33)。

(2) 平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税(税率 20%(所得税 15%、住民税 5%))のいずれかを選択適用できることとされました(措法 8 の 4)。

なお、特例措置として、経過期間は、上場株式等の課税配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%(所得税 7%、住民税 3%)の税率が適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 32)。

また、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等のすべてについて総合課税と申告分離課税のいずれか一方を選択しなければならないこととされ、申告分離課税を選択した場合には、その上場株式等の配当等について配当控除は適用しないこととされました。

3 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算等の特例

(1) 平成 21 年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその年の前年以前 3 年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除きます。)がある場

合には、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限りま
す。)から控除することとされました(措法 37 の 12 の 2、平成 20 年所法等改正法附則 47)。

- (2) 平成 22 年 1 月 1 日以後に源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を
計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失があるときは、その配
当等の額の総額からその上場株式等の譲渡損失の金額を控除した残額に対して源泉徴収税率を乗じて徴
収すべき所得税の額を計算する特例が創設されました(措法 37 の 11 の 6)。

この場合において、その上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告により、他の株式等に係る
譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、この特例の適用を受けた
上場株式等の配当等については、上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用しないこととされま
した。

4 その他

- (1) 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署長への提出を不要とする措置を廃止するこ
ととされました(旧措法 37 の 11 の 4⑧)。

《適用時期》 この改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に源泉徴収選択口座において処理される上場株式等
の譲渡に係る報告書について適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 45)。

- (2) 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に関する
事項を加えることとされました(措法 37 の 11 の 3)。

《適用時期》 この改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当
等に係る報告書について適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 44)。

- (3) 上場株式等の配当等については、その支払金額にかかわらず、すべての配当等の支払調書を税務署長
へ提出しなければならないこととされました(措令 4 の 3)。

ただし、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等については、この支払調書の提出は要し
ないこととされました(措令 25 の 10 の 10)。

《適用時期》 この改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適
用されます(平成 20 年改正措令附則 7)。ただし、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式
等の配当等に係る部分は、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払われる上場株式等の配当等につい
て適用されます(平成 20 年改正措令附則 23)。

- (4) 上場株式等の配当等の支払者又は支払の取扱者は、その支払を受ける者に対して、上場株式等の配当
等の支払通知書を交付しなければならないこととされました(措法 8 の 4、措令 4、4 の 5、4 の 6 の 2)。

ただし、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等については、この支払通知書の交付は要
しないこととされました(措令 25 の 10 の 10)。

また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、その上場株式等の配当等に係る支払通
知書又は源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこと
とされました(措令 4 の 2)。

《適用時期》 この改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用され
ます(平成 20 年所法等改正法附則 32、平成 20 年改正措令附則 5、8)。ただし、上場株式
等の配当等の支払の取扱者に係る部分及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配
当等に係る部分は、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用
されます(措法 9 の 3 の 2、措令 4 の 6 の 2、平成 20 年改正措令附則 23)。

- (5) 居住者等が公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産
の価額については、その全額を株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとされまし
た(措法 37 の 10)。

《適用時期》 この改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後の公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約に
ついて適用されます(平成 20 年所法等改正法附則 42)。